

平成25年度重要施策提案・要望 項目一覧（45項目）

1) 最重点項目(21項目)

| NO | 提案・要望項目名 | 新規 | 一部新規 | 担当部局 |
|----|---------------------------------------|-----|------|-------|
| 1 | 地方税財源の充実・強化 | | | 総務部 |
| 2 | 公共施設等の耐震化の促進 | | ○ | 総務部他 |
| | [1] 学校施設の耐震化の促進 | | | 総務・教委 |
| | [2] 松山空港の耐震化の促進 | (○) | | 企画振興部 |
| | [3] 医療施設の耐震化の促進 | | | 保健福祉部 |
| | [4] 警察施設の耐震化等の促進 | | (○) | 警察本部 |
| 3 | 国民体育大会の開催に向けた支援 | | | |
| 4 | 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策 | | ○ | 企画振興部 |
| 5 | 獣医師養成系大学の設置に関する規制の緩和 | | | |
| 6 | 東南海・南海地震対策の推進 | | | 県民環境部 |
| 7 | 福島第一原子力発電所事故を踏まえた伊方発電所の安全対策の強化等 | | ○ | |
| 8 | 医師確保対策 | | | 保健福祉部 |
| 9 | 電力需給安定化対策の着実な実行 | ○ | | |
| 10 | 新たなエネルギー政策の早期提示及び新エネルギーの導入促進に対する支援の拡充 | | | 経済労働部 |
| 11 | 新卒者・若年者の就職支援 | | | |
| 12 | 果樹・野菜農家に対する経営安定対策の充実・強化 | | ○ | |
| 13 | 農林水産物の輸出促進等 | | | 農林水産部 |
| | [1] 柑橘類の中国輸出の早期解禁 | | | |
| | [2] 水産物の輸出促進 | | | |
| 14 | 地域の安全・安心のための社会資本整備の促進 | | | |
| 15 | 社会資本整備総合交付金の別枠的予算配分 | ○ | | |
| | [1] 岩城橋など離島架橋事業 | (○) | | |
| | [2] 愛媛国体のメイン会場となる愛媛県総合運動公園の整備 | (○) | | |
| 16 | 高規格幹線道路等の整備促進 | | ○ | |
| | [1] 高規格幹線道路等のネットワークの整備促進 | | | 土木部 |
| | [2] 地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道の整備促進 | (○) | | |
| 17 | 山鳥坂ダムに係る水没地域住民の生活再建・地域振興の早期実施 | | | |
| 18 | 肱川の安全安心の確保と清流の復活 | | | |
| 19 | しまなみ海道における自転車等軽車両通行料金の無料化 | | | |
| 20 | JR松山駅付近連続立体交差事業・周辺整備事業の推進 | | | |
| 21 | 愛媛大学の研究に対する支援 | ○ | | 愛媛大学 |

2) 重点項目(24項目)

| NO | 提案・要望項目名 | 新規 | 一部新規 | 担当部局 |
|----|-------------------------------|----|------|-------|
| 22 | 地方分権改革の推進 | | | 総務部 |
| 23 | 地域自主戦略交付金の総額確保と地方の実情を踏まえた制度設計 | | | |
| 24 | 社会保障・税番号制度の導入に係る費用負担 | | | 総務・企画 |
| 25 | フリーゲージトレインの実用化の促進と予讃線への早期導入 | | | |
| 26 | 松山空港のC I Q体制の充実・強化 | ○ | | |
| 27 | 公的個人認証サービス制度の見直し等 | | | 企画振興部 |
| 28 | 離島振興法の改正・延長 | | | |
| 29 | 松山空港の進入管制空域の返還 | | | |
| 30 | 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域対策の早期実施 | | | |
| 31 | バイオ燃料の利用推進 | | | 県民環境部 |
| 32 | 健康支援事業の恒久制度化 | | | 保健福祉部 |
| 33 | 全国一律の医療費助成に対する財源措置 | | | |
| 34 | エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化 | | | 経済労働部 |
| 35 | 改造電気自動車及び電動船の普及促進 | | | |
| 36 | 鳥獣被害防止対策の強化 | | | 農林・県民 |
| 37 | 養殖業者に対する経営安定対策の充実・強化 | | | |
| 38 | 農業用基幹施設の整備に対する支援の拡充 | | | 農林水産部 |
| 39 | 水田農家に対する経営安定対策の充実・強化 | | ○ | |
| 40 | 担い手の確保・育成対策の充実・強化 | | | |
| 41 | 主要港湾の整備促進 | | | |
| 42 | 土砂災害対策の推進 | | | 土木部 |
| 43 | 主要河川（肱川等）改修など治水事業の推進 | | | |
| 44 | 警察基盤の強化 | | | 警察本部 |
| 45 | 暴力団対策の強化 | | | |
| 計 | 45項目 | 4 | 6 | |

(空 白)

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|---|--|-------|
| 1 地方税財源の充実・強化について (内閣府・総務省・財務省) | | |
| (1) 地方財政計画の適正な策定 | <ul style="list-style-type: none"> 地方財政計画の策定に当たっては、地方財政対策の決定過程の透明化を図るとともに、年少扶養控除の廃止等による地方増収分の取扱いや全国的な緊急防災・減災事業の経費に係る個々の自治体の歳入・歳出の適正な反映はもとより、大幅に増加している社会保障関係経費、地域活性化や経済・雇用対策に必要な経費など、地方交付税の所要額を確保すること。 | 総務部 |
| (2) 地方交付税の復元・増額 | <ul style="list-style-type: none"> 三位一体改革以降、大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。 | |
| (3) 消費税及び地方消費税を含む税制抜本改革の早期実現 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保障・税一体改革による消費税及び地方消費税の引上げを含む税制抜本改革の早期実現により、できる限り税収が安定的で偏在性の少ない地方税体系を構築し、社会保障経費の増嵩等の行政サービス需要に応じた安定的な財源確保を図ること。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 自動車取得税は地方の貴重な財源であり、具体的な代替財源なく廃止、見直しを行わないこと。 | |
| (4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保 | <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策をはじめとする環境施策における地方の役割を適切に反映した財源確保のため、新たな地方税源化等の制度を速やかに創設すること。 | |
| 2 公共施設等の耐震化の促進について (文部科学省・国土交通省・厚生労働省・警察庁) | | |
| [1] 学校施設の耐震化の促進について (文部科学省) | | |
| (1) 公立学校施設の耐震化 | <ul style="list-style-type: none"> 公立高等学校等の耐震化については、公立小・中学校施設と同様の地方財政制度を創設すること。 | 教育委員会 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校等施設の耐震化に係る補助制度の更なる拡充を図ること。 | |
| (2) 私立学校施設の耐震化 | <ul style="list-style-type: none"> 私立学校施設の耐震化を促進するため、補助率の引上げや要件緩和、必要な財源措置を行うこと。 | 総務部 |
| [2] 松山空港の耐震化の促進について (国土交通省) | | |
| 松山空港の耐震化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 国直轄事業である松山空港の耐震化事業を促進すること。 | 企画振興部 |
| [3] 医療施設の耐震化の促進について (厚生労働省) | | |
| 医療施設の耐震化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 未耐震の災害拠点病院等の耐震化を促進するため、医療施設耐震化臨時特例交付金を財源として創設した基金事業を、25年度以降も継続できるよう、国において財源措置を講ずること。 | 保健福祉部 |

一部
新規

(新規)

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所管部 | |
|--|--|-----------|-----------|
| [4]警察施設の耐震化等の促進について (国土交通省・警察庁) | | | |
| (新規) (1) 警察施設の耐震化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物安全ストック形成事業における建築物の耐震化に係る補助制度の更なる拡充と適用期間の延長を図ること。 | 警 察 本 部 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 警察施設の耐震化に係る、警察庁補助金制度の更なる拡充を図ること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、極端な強度不足等により耐震改修が困難な施設や老朽化が著しい警察施設について、建替えに伴う補助金を確保すること。 | | |
| (2) 機動隊庁舎の移転による機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> 機動隊庁舎の移転による機能強化を図るため、必要な警察庁施設整備予算を確保すること。 | | |
| 3 国民体育大会の開催に向けた支援について (文部科学省・国土交通省) | | | |
| (1) 国民体育大会関連の施設整備に対する財政支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会を開催する都道府県や市町村の施設整備に対し、十分な財政支援措置を講ずること。 | 企 画 振 興 部 | |
| (2) 国民体育大会の開催経費に対する財政支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 大部分が開催地都道府県の負担となっている国民体育大会開催経費について、スポーツ基本法に定める共同開催の理念に基づき、国も応分の負担をして、開催都道府県の財政負担を軽減すること。 | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部 新規</div> | 4 鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策について (国土交通省) | | |
| (1) 交通基本法案(継続審議中)の早期制定と、同法の理念に基づいた陸・海・空の総合的な交通体系ビジョンの策定 | | | 企 画 振 興 部 |
| (2) 高速道路料金施策の影響を受け続ける公共交通機関への対応 | | | |
| ① JR四国に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> 「鉄道・運輸機構」の利益剰余金等を活用したJR四国に対する支援が実施されているが、26年4月からの新たな本四高速料金の引下げを前提としたものではないため、その影響に対して、さらなる国の支援を実施すること。 | | |
| (新規) ② フェリーに対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> 本四高速料金のさらなる引下げによるフェリー航路への影響を緩和するとともに、高速道路の有効利用の観点から、高速道路会社が検討していた「本四間フェリーと高速道路の乗継割引」を実施し、更に九州～四国航路やトラックへの適用を図ること。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 22年度に四国運輸局などで立ち上げた「四国海上交通調査会」で検討された「交通エコポイント」(仮称)を施策化すること。 大規模災害発生時における車両・鉄道輸送の代替手段としてのフェリーの果たす役割、特に、本州との道路・鉄道によるアクセスが本州四国連絡橋のみとなっている四国・愛媛県におけるフェリーの重要性に鑑み、また、太平洋新国土軸の形成にも不可欠であるとの観点から、フェリー航路の維持・確保に向けた国の支援を実施すること。 | | |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所管部 |
|--|--|--------------|
| (3) 生活バスや離島航路に係る国庫補助制度における補助要件の緩和 | | |
| ① 生活バス | <ul style="list-style-type: none"> 本県では、距離要件(10km以上)が撤廃されても輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(輸送量が約10人/日)に応じて輸送量要件を緩和すること。 | |
| ② 離島航路 | <ul style="list-style-type: none"> 学生の通学や高齢者の通院の手段として不可欠で、他の交通手段を用いることが困難であるなど、地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替交通手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認めること。 島民運賃割引についても、全国一律の要件を撤廃し、地域が応分の負担をして引下げを行う場合には、国の補助対象として認めること。 | |
| (新規) ③ 市町における公共交通活性化の取組み支援 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の公共交通活性化に向けた創意工夫ある市町の自主的な取組みを支援する新たな制度を創設すること。 | |
| 5 獣医師養成系大学の設置に関する規制の緩和について (文部科学省) | | |
| 獣医師養成系大学の設置に関する規制の緩和 | <ul style="list-style-type: none"> 獣医師の養成に係る大学等の設置又は収容定員増を抑制する文部科学省告示について規制緩和を行い、本県における大学獣医学部の優先設置を認めること。 | 企 画 振 興 部 |
| 6 東南海・南海地震対策の推進について (内閣府・文部科学省) | | |
| (1) 東海・東南海・南海地震等の地震が連動して発生した場合の広域的な防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を上回る規模の被害が見込まれる、東海・東南海・南海地震等の地震が連動して発生した場合の広域的な防災対策を推進すること。 | 県 民 環 境 部 |
| (2) 東南海・南海地震の発生時期等の予知体制の確立を目指した調査研究及び観測体制の充実強化 | <ul style="list-style-type: none"> 東南海・南海地震の被害を軽減させるため、地震発生時期等の予測精度の向上を目指した調査研究、観測体制等の充実強化を図ること。 | |
| (3) 「減災」の視点を取り入れた地震・津波対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップの作成や一時避難場所及び避難路の整備など、「減災」の視点を取り入れた地震・津波対策を推進すること。 | |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| | 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|-----------------------------|---|---|--------------|
| 一部 新規 | 7 福島第一原子力発電所事故を踏まえた伊方発電所の安全対策の強化等について (経済産業省・文部科学省・内閣府・警察庁・防衛省・外務省・国土交通省) | | |
| | (1) 立地地点の特性を十分考慮した安全基準の作成 | ・「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」や「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」等の知見等を踏まえ、立地地点の特性を十分考慮した安全基準の作成に取り組むこと。 | 県 民 環 境 部 |
| | (2) 防災基本計画・原子力防災指針の見直し | ・原子力災害に関する国の防災基本計画及び原子力防災指針を早急に見直すこと。 | |
| | (3) 地震・津波に対する抜本的な安全対策の確保 | ・地震対策、津波対策などの安全対策について、抜本的対策を講じるとともに、見直された南海トラフ地震の影響についても評価し、県民が納得できる安全と安心の確保に努めること。 | |
| | (新規) (4) 安全性に対する根拠の明確な提示等 | ・再起動の判断の際には、国として確認した安全性について、その根拠を明確に示すとともに、責任を持って立地周辺県の理解を得ること。 | |
| | (新規) (5) 高経年化問題に対する根拠の提示 | ・高経年化問題について、原子炉等規制法の改正法案で示された原子力発電所の40年運転の根拠を示すこと。 | |
| | (新規) (6) 中間貯蔵・再処理等の方針の早期提示 | ・核燃料サイクルを含めた原子力政策に議論を尽くすとともに、現実に多くの使用済燃料が存在することを踏まえ、中間貯蔵や再処理等の方針を早期に示すこと。 | |
| | (7) 原子力発電安全対策に係る交付金の拡充・増額 | ・緊急時も含めた環境放射線等モニタリングの方向性を示すとともに、今回の事故を踏まえた監視体制強化のため、放射線監視等交付金の拡充・増額を行うこと。 ・防災対策地域の拡大に伴う原子力防災体制強化のため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の拡充・増額を行うこと。 | |
| | (8) 原子力に係る情報公開と広報の充実強化 | ・原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。 | |
| | (9) 原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化 | ・原子力発電所周辺上空の飛行禁止の法制化を図ること。 | |
| (10) 原子力発電所に対するテロ行為等防止対策の強化 | ・原子力発電所に対するテロ行為等防止対策の強化を図ること。 | | |
| | 8 医師確保対策について (厚生労働省・文部科学省) | | |
| | (1) 医師の偏在を是正するための義務や規制を伴う誘導策の検討 | ・地域や診療科ごとの必要医師数を明確にしたうえで、臨床研修終了後一定期間の医師不足地域等での診療の義務付けや、学会認定専門医の診療科及び地域ごとの適正数や認定基準の設定など、制度的な誘導策を検討すること。 | 保 健 福 祉 部 |
| | (2) 地域医療に貢献する総合医を養成・確保する仕組みの構築 | ・国立大学等医学部において総合医を育成するための一貫した教育プログラムを導入すること。 | |
| | | ・「地域医療支援センター」の整備の拡充など、地域枠医師や医学生のキャリア形成と地域定着を支援する取り組みに対し支援を強化すること。 | |
| | (3) 地域医療の実情に配慮した臨床研修制度の設計 | ・複数の中小規模の病院が、相互連携し、総体として臨床研修の質を確保する場合、研修医の受入が行える制度を導入すること。 | |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 | |
|-----------------------------------|--|---|-----------|
| 新規 | 9 電力需給安定化対策の着実な実行について (内閣府・経済産業省) | | |
| | 今夏以降の電力需給の不安解消のため、政府において実効ある対策を総動員のうえ、需給安定化に向けた総合的な対策を講じること。 | | |
| (1) 政府の電力需給対策の着実な実行 | <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の再起動がない場合でも、計画停電や電気の使用制限を回避できるよう、今夏以降の政府の電力需給対策を着実に実行すること。 | 経 済 労 働 部 | |
| (2) 地方公共団体、個人や企業に対する電力需給対策支援措置の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電や自家発電設備の導入などを行う、地方公共団体、個人や企業に対する支援措置を拡充すること。 | | |
| 一部新規 | 10 新たなエネルギー政策の早期提示及び新エネルギーの導入促進に対する支援の拡充について (総務省・経済産業省・環境省・農林水産省・国土交通省) | | |
| | エネルギーの安定供給を確保するための新たなエネルギー政策を早期に提示するとともに、新エネルギーの一層の導入促進を図ること。 | | |
| (1) 震災を踏まえた新たなエネルギー基本計画の早期提示 | <ul style="list-style-type: none"> 今回の震災の経験を活かして、エネルギーの安全保障を確立するため、新たなエネルギー基本計画を早期に提示すること。 | 経 済 労 働 部 | |
| (2) 新エネルギーの導入促進に対する支援措置の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーの導入を一層促進するため、補助金や研究開発に係る支援措置を拡充すること。 | | |
| 一部新規 | 11 新卒者・若年者の就職支援について (厚生労働省・経済産業省) | | |
| | 若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)の運営支援 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 新卒者・若年者を取り巻く雇用環境が依然として厳しく、若年者の働く意欲と能力及び企業の採用力の向上を図るとともに、雇用情勢悪化の大きな要因である雇用のミスマッチを解消するため、ジョブカフェの運営支援の拡充・強化を図ること。 | 経 済 労 働 部 | |
| 一部新規 | 12 果樹・野菜農家に対する経営安定対策の充実・強化について (農林水産省) | | |
| | (1) 果樹・野菜農家に対する将来像の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> 昨年10月に決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」並びに12月に策定された同「取組方針」において、土地利用型農業に重点が置かれていることは十分に理解するが、果樹・野菜農家に対しても、国としての将来の道筋を明らかにすること。 | 農 林 水 産 部 |
| | (2) 果樹産地の農地集積に係る支援策の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> 果樹産地において、人・農地プランに基づき、樹園地を地域の中心となる経営体へ集積する場合には、農地集積協力金の交付対象とするほか、果樹農家の農業者戸別所得補償制度推進事業における経営能力の向上に向けた研修等を可能とすること。 | |
| | (3) 野菜農家の経営安定が確保できる支援策の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> 価格補填の基準となる保証基準額については、生産資材等の価格上昇分を賄えるよう、再生産価格による算定方法を取り入れること。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 対象品目の拡大、特認野菜の県認定基準の緩和、対象出荷地域の拡大など制度の充実強化を図ること。 | |
| (4) 果樹農家に対する収入保険制度の創設 | <ul style="list-style-type: none"> かんきつを中心とする果樹農家について、販売価格の低下や生産費の増加などに対応できる収入保険制度を創設すること。 | | |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|---|---|--------------|
| 13 農林水産物の輸出促進等について | | |
| [1] 柑橘類の中国輸出の早期解禁について (農林水産省) | | |
| 柑橘類の中国輸出の早期解禁 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国政府との植物検疫協議を加速し、本県柑橘類の将来有望な市場と期待される中国向け柑橘類輸出の早期解禁を実現すること。 | 農 林 水 産 部 |
| [2] 水産物の輸出促進について (農林水産省) | | |
| 韓国における輸入検疫制度の改善要求 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国が定めた検疫対象疾病からVHS(ウイルス性出血性敗血症)の削除を要求すること。 ・ 韓国における輸入検疫の迅速化を要求すること。 | 農 林 水 産 部 |
| 14 地域の安全・安心のための社会資本整備の促進について (内閣府・国土交通省) | | |
| (1) 社会資本整備に係る予算の総額確保及び愛媛県への重点的な予算配分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に比べて社会資本整備が大幅に遅れている愛媛県に必要な整備が着実に進むよう、社会資本整備に係る予算の総額確保と重点的な配分を行うこと。 | 土 木 部 |
| (2) 県民の生命・財産を守る防災対策の推進及び愛媛県への予算配分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、近い将来に東南海・南海地震の発生が懸念される中、県民の生命・財産を守る防災対策が着実に進むよう愛媛県への予算配分を行うこと。 | |
| ① 国の新たな知見を踏まえた海岸保全施設や河川管理施設、土砂災害防止施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の新たな知見を踏まえた海岸保全施設や河川管理施設、土砂災害防止施設の整備に必要な予算配分を行うこと。 | |
| ② 四国8の字ネットワークの未整備区間をはじめとした緊急輸送道路等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 四国8の字ネットワークの未整備区間をはじめとした緊急輸送道路等の整備に必要な予算配分を行うこと。 | |
| ③ 伊方原子力発電所からの避難路等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊方原子力発電所からの避難路等の整備に必要な予算配分を行うこと。 | |
| 新規 | 15 社会資本整備総合交付金の別枠的予算配分について | |
| [1] 岩城橋など離島架橋事業について (国土交通省) | | |
| (1) 「上島架橋:岩城橋」の25年度補助事業化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島町村同士が合併した上島町の一体化を支援する「上島架橋事業」については、残る「岩城橋」を25年度に補助事業化するとともに、その後の工事着手が着実に推進できるよう、別枠的な離島事業費を確保すること。 | 土 木 部 |
| (2) 「上島架橋」と「九島架橋」の計画的な事業推進に必要な離島事業費の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「九島架橋」に引き続き「上島架橋:岩城橋」を進める予定であり、2橋の計画的な事業推進のため、必要な離島事業費を確保すること。 | |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|--|--|-------|
| [2]愛媛国体のメイン会場となる愛媛県総合運動公園の整備について (国土交通省) | | |
| 愛媛国体に向けた施設整備への別枠的予算配分 | ・ 29年の愛媛国体を控え、24年度から施設整備が本格化することから、メイン会場の愛媛県総合運動公園の改修に係る社会資本整備総合交付金の別枠的な予算配分を行うこと。 | 土木部 |
| 16 高規格幹線道路等の整備促進について | | |
| [1]高規格幹線道路等のネットワークの整備促進について (国土交通省) | | |
| (1) 震災を見据えた災害に強いネットワークの形成を目指す「四国8の字ネットワーク」等の整備促進 | | 土木部 |
| ① 宇和島道路の整備促進 | ・ 四国8の字ネットワークを構成する宇和島道路の残る未開通区間(宇和島市津島町岩松～宇和島市津島町高田)を整備促進し、着実な供用を図ること。 | |
| ② 津島道路の整備促進 | ・ 宇和島道路に直結し、四国8の字ネットワークを構成する津島道路(内海(愛南)～津島)を早期供用に向けて、計画的に整備すること。 | |
| ③ 四国横断自動車道(高知県境～内海(愛南))の整備計画の早期明確化 | ・ 四国8の字ネットワークのミッシングリンクにおける未着手区間である四国横断自動車道(高知県境～内海(愛南))の着手に向けた整備計画を早期に明らかにすること。 | |
| ④ 今治小松自動車道の整備促進 | ・ 瀬戸内しまなみ海道と松山自動車道を連結し、地域間交流や観光圏域の拡大、物流の効率化など、本県に多岐多様な効果を波及する今治小松自動車道(今治IC～今治湯ノ浦IC)を早期に整備すること。 | |
| ⑤ 四国縦貫・横断自動車道暫定2車線区間への付加車線整備及び早期4車線化 | ・ 高速走行性や安全性の確保等のため四国縦貫(松山～大洲)及び四国横断(西予宇和～大洲)自動車道の暫定2車線区間への付加車線の整備を進め、早期に4車線化を図ること。 | |
| ⑥ 四国縦貫自動車道への中山IC(仮称)整備 | ・ 地域活性化や利用者の利便性の向上に資するため、四国縦貫自動車道伊予IC～内子・五十崎IC間に中山IC(仮称)を整備すること。 | |
| ⑦ 四国横断自動車道への宇和PA(仮称)整備 | ・ 利用者の安全運転や利便性の向上に資するため、四国横断自動車道西予宇和IC～大洲北只IC間に宇和PA(仮称)を整備すること。 | |
| (2) 地域高規格道路の整備促進 | | |
| ① 松山外環状道路の国道33号～松山空港間の整備促進 | ・ 四国縦貫自動車道松山ICと松山空港の交通アクセスの改善と、松山市内の渋滞緩和のため、松山外環状道路の国道33号～松山空港間の整備を促進すること。 | |
| [2]地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道の整備促進について (国土交通省) | | |
| (1) 大洲・八幡浜自動車道の八幡浜道路の整備促進 | ・ 四国で唯一の伊方原子力発電所からの避難路等整備を図るため、現在整備中の八幡浜道路の整備促進を図ること。 | 土木部 |
| (2) 大洲・八幡浜自動車道夜昼・大洲西道路(仮称)の25年度補助事業化 | ・ 四国8の字ネットワークに直結する未着手区間である夜昼・大洲西道路(仮称)(大洲市北只～八幡浜市郷)の25年度補助事業化を行うこと。 | |

一部
新規

(新規)

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|--|---|-------|
| 17 山鳥坂ダムに係る水没地域住民の生活再建・地域振興の早期実施について (国土交通省) | | |
| 山鳥坂ダムに係る水没地域住民の生活再建・地域振興の早期実施 | <ul style="list-style-type: none"> 山鳥坂ダムの水源地域では、ダム凍結により付替県道工事や住民への損失補償が中断したまま置き去りにされている。愛媛県では地元大洲市とともに水源地域住民への生活支援に取り組んでおり、国においては、水没地域住民の生活再建・地域振興を早期に実施すること。 | 土木部 |
| 18 肱川の安全安心の確保と清流の復活について (国土交通省) | | |
| (1) 山鳥坂ダム検証時における地方意見の反映と早期の検証の終了 | <ul style="list-style-type: none"> 山鳥坂ダムの検証に当たっては、河川法の精神を踏まえ、地方の実情やこれまでの経緯などの地方意見を反映するとともに、早期に検証を終了すること。 | 土木部 |
| (2) 鹿野川ダム改造事業の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 国直轄事業である鹿野川ダム改造工事を促進すること。 | |
| (3) 肱川における国管理区間の河川改修の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 肱川下流域における国土交通省施工区間の河川改修を促進すること。 | |
| 19 しまなみ海道における自転車等軽車両通行料金の無料化について (国土交通省) | | |
| しまなみ海道における自転車等軽車両通行料金の無料化 | <ul style="list-style-type: none"> サイクリングを中心とした観光振興の促進や地域の活性化、沿線島民の生活道路としての利便性向上を図るため、しまなみ海道における自転車等軽車両の通行料金の無料化を実現すること。 | 土木部 |
| 20 JR松山駅付近連続立体交差事業・周辺整備事業の推進について (国土交通省) | | |
| JR松山駅付近連続立体交差事業・周辺整備事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> JR松山駅周辺の交通渋滞の解消や駅周辺の一体的な発展を図るため、JR松山駅付近連続立体交差事業及び周辺整備事業の推進に必要な社会資本整備総合交付金の重点的な予算配分を行うこと。 | 土木部 |
| 21 愛媛大学の研究に対する支援について (文部科学省) | | |
| (1) 「愛媛発革新的シーズに基づく先端医療の創生と臨床応用展開」に係る運営費交付金等の採択 ～医療シーズの育成・熟成と臨床応用～ | <ul style="list-style-type: none"> 愛媛大学医学系研究科を中心とした生命医学研究において、再生医療研究センター・プロテオ医学研究センターの運営を通して養ってきた研究成果(医療シーズ)に可及的速やかに臨床応用することを旨とするためには、先進的プロテオミクスと革新的イメージングの応用・推進が必要であり、先端医療創生センター(TRC)におけるこれらの研究体制・機器設備を拡充する。(医学部) | 愛媛大学 |
| (2) 「先進的な海洋産業モデルを実現するための革新的養殖技術の開発と実践」に係る運営費交付金等の採択 ～大学と地域の連携による先端研究・普及拠点における海洋産業活性化の取組み～ | <ul style="list-style-type: none"> 愛媛大学南予水産研究センターを拠点として愛媛大学の研究力を集中し、これまで同センターが中心となり開発してきた養殖に関する基本技術を発展させ、食の安全性を重視した先端科学技術に基づく革新的魚類養殖技術を確立し、日本の海洋産業発展の基盤とするため、同センターにおける研究体制・機器設備を拡充する。(南予水産研究センター) | |

内容新規

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|---|---|-------|
| <p>22 地方分権改革の推進について (内閣府・総務省)</p> | | |
| <p>地域主権戦略大綱の確実な実施を図るとともに、地方の提言・要望を真摯に受け止め、真の地方分権改革の実現に向けた取組みを進めること。</p> | | |
| (1) 国と地方の役割分担の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と地方の役割分担の大胆な見直しを行うこと。 ・ 四国知事会が求めている国の出先機関の丸ごと移管をはじめとして、国の出先機関原則廃止に向けた取組みを着実に進め、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を図ること。 | 総務部 |
| (2) 事務・事業、権限、財源の一体的な移譲 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に身近な事務は地方で総合的に担えるよう、「補完性の原則」に基づき、事務・事業、権限の更なる移譲を推進するとともに、必要な財源を確実に措置すること。 | |
| (3) 義務付け・枠付けの見直しの一層の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未検討条項への対応や「従うべき基準」の多用などの課題解消に向けて、法令による義務付け・枠付けの更なる見直しを図ること。 | |
| (4) 地方税財政制度の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。 | |
| <p>23 地域自主戦略交付金の総額確保と地方の実情を踏まえた制度設計について (内閣府・総務省)</p> | | |
| (1) 必要な予算総額の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、地方の意思を十分反映し、必要な予算総額を決定できる仕組みを確保すること。 | 総務部 |
| (2) 地方の自由裁量拡大及び実質的な地方の自主財源への転換 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと。 | |
| (3) 地方の実情に配慮した配分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方の実情とニーズに配慮すること。 | |
| (4) 国と地方の協議の場における協議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な制度設計や見直しに当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること。 | |
| (5) 制度概要の早期提示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の予算編成に支障を来さないよう、25年度の対象事業などの制度概要を早急に示すこと。 | |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|--|--|--------------------------|
| 24 社会保障・税番号制度の導入に係る費用負担について (内閣官房・総務省) | | |
| 地方に新たな負担を求めない社会保障・税番号制度の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障・税番号制度は、国がその責務において導入する国家的な情報基盤であることから、全国的な共通基盤の整備はもとより、導入に伴って必要となる地方自治体の既存システムの改修や運営に要する経費については、国の費用負担を基本とし、地方に新たな負担が発生しないようにすること。また、今後、制度の運用等について検討を行う場合には、地方と十分な協議を行うこと。 なお、制度の検討に当たっては、個人情報の保護の在り方に十分配慮すること。 | 総務部 ・ 企 画 振 興 部 |
| 25 フリーゲージトレインの実用化の促進と予讃線への早期導入について (国土交通省) | | |
| (1) フリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発の推進とJR予讃線への早期導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在来線と新幹線の直通運転を可能とし、乗換え時間の解消や地域間交流の拡大が期待できるフリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発を推進するとともに、JR予讃線へ早期に導入すること。 | 企 画 振 興 部 |
| (2) 軌間変換装置の設置や在来線の整備に必要な支援制度の創設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ JR岡山駅付近への軌間変換装置の設置や在来線の高規格化(大規模な線形改良、高架・複線化、ロングレール化)に必要な支援制度を創設すること。 | |
| 26 松山空港のCIQ体制の充実・強化について (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省) | | |
| 松山空港のCIQ体制の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 松山空港の国際線利用者の出入国にかかる手続きが円滑に行われるよう、CIQ機関について、増員も含めた体制の充実・強化を図ること。 | 企 画 振 興 部 |
| 27 公的個人認証サービス制度の見直し等について (総務省) | | |
| 公的個人認証サービス制度の見直し等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的個人認証サービスの運営については、制度設計の破綻から、毎年度、都道府県に多額の経費負担が生じており、本サービスが国家的な情報基盤である社会保障・税番号制度において必要不可欠となることを踏まえ、国の責任と地方の役割を整理し、国の費用負担を基本とした制度とするよう見直すとともに、社会保障・税番号制度の導入に伴う公的個人認証サービスのシステム改良等に要する費用については、国が負担すること。 | 企 画 振 興 部 |
| 28 離島振興法の改正・延長について (国土交通省・総務省・農林水産省) | | |
| 離島振興法の改正・延長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 25年3月末に失効する離島振興法を改正・延長し、離島地域の総合的な振興策を講じること。 | 企 画 振 興 部 |
| 29 松山空港の進入管制空域の返還について (国土交通省) | | |
| 松山空港の進入管制空域の返還 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍岩国基地の管理下にある松山空港の進入管制空域及び進入管制業務の日本への返還について米国に強く要求すること。 | 企 画 振 興 部 |

新規

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|--|--|--------------|
| 30 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域対策の早期実施について (総務省) | | |
| (1) 地上系的手段による地上デジタルテレビ放送視聴のための恒久的対策の早期実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り早期に、すべての難視聴地区において恒久的対策が実施されるよう必要な財源を確保するとともに、国及び放送事業者の責任において対象地区への説明等を行うこと。 | 企 画 振 興 部 |
| (2) 共聴施設設置等受信側による恒久的対策を実施する場合の支援策の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力会社等に共架料の免除・減免措置を講じるよう働きかけるほか、共聴施設設置後に必要となる維持管理費について、支援策を創設すること。 | |
| 31 バイオ燃料の利用推進について (経済産業省・環境省・農林水産省) | | |
| 震災後のエネルギー問題と温室効果ガス排出量削減に資するため、強力にバイオ燃料の利用推進に取り組むこと。 | | 県 民 環 境 部 |
| (1) 国産バイオ燃料の用途の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、国内で行われているバイオエタノール製造が安定・継続して行えるよう、国におけるバイオ燃料導入目標の設定だけでなく、製造したバイオ燃料の自動車用燃料としての利用を強力に推進するとともに、農林水産分野での利用など、様々な用途での利用拡大に必要な環境整備に取り組むこと。 | |
| (2) バイオ燃料の使用に関する優遇税制等の措置の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオエタノールに対する揮発油税等の特例措置を延長するとともに、新たに、軽油特定加工業者が販売するバイオディーゼル燃料5%混合軽油に係る消費税及び軽油引取税を課税免除すること。 | |
| (3) バイオ燃料に対する国民の理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が行ってきたバイオ燃料普及に向けた実証事業成果等を活用し、バイオ燃料に対する国民の理解促進を図ること。 | |
| 32 健康支援事業の恒久制度化について (厚生労働省) | | |
| 国の交付金を財源に造成した基金による助成や国の補助制度により、市町が実施する下記の健康支援事業は、住民の健康を守るため継続実施する必要があることから、25年度以降も事業が中断することがないように、国において必要となる財源措置を講ずるとともに、恒久的な制度化及び財源確保を行うこと。 | | 保 健 福 祉 部 |
| ① 妊婦健康診査支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が実施する妊婦健康診査の公費負担について、25年度以降も国において財源措置を講ずるとともに、恒久的な制度化及び財源確保を行うこと。 | |
| ② 子宮頸がん等予防ワクチン接種促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が実施している子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業について、25年度以降も国において財源措置を講ずるとともに、恒久的な制度化及び財源確保を行うこと。 | |
| ③ がん検診推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が実施するがん検診推進事業について、25年度以降も国において財源措置を講ずるとともに、恒久的な制度化及び財源確保を行うこと。 | |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|--|---|-----------------------------------|
| 33 全国一律の医療費助成に対する財源措置について (厚生労働省) | | |
| 全国一律の医療費助成に対する財源措置 | <ul style="list-style-type: none"> 現在、各都道府県が地方単独事業として実施している乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及び母子家庭医療費助成については、地方の財政負担が極めて大きいことや、居住している自治体間の財政力によって利用者負担の格差が極めて大きいことから、全国一律の制度とし、財源措置を講じること。 | 保 健 福 祉 部 |
| 34 エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化について (経済産業省) | | |
| 今回の震災を踏まえ、安全対策事業を抜本的に見直し、喫緊かつ集中的な事業展開を図るため、エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化を図ること。 | | 経 済 労 働 部 |
| (1) 電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)の拡大、及び県・交付対象市町への大幅な交付金額の増額 | <ul style="list-style-type: none"> 今回の震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、電源立地地域対策交付金の交付対象市町(エリア)を拡大すること。また、県・交付対象市町への交付金額を大幅に増額すること。 | |
| (2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への大幅な交付金額の増額 | <ul style="list-style-type: none"> 今回の震災を踏まえ、地域の安全対策事業を充実させるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金の県・交付対象市町への交付金額を大幅に増額すること。 | |
| 35 改造電気自動車及び電動船の普及促進について (経済産業省・国土交通省・農林水産省) | | |
| (1) 改造電気自動車の導入補助制度等の創設 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の補助制度を拡充し、改造電気自動車も補助対象とすること。また、電源設備等のインフラ整備に対する補助制度も拡充し、本体に加え工事費及び付帯経費を補助対象とすること。 | 経 済 労 働 部 |
| (2) 電動船(改造を含む)の導入補助制度の創設 | <ul style="list-style-type: none"> 電動船(改造を含む)の導入や、それに伴う電源設備等のインフラ整備に対する補助制度を創設すること。 | |
| 36 鳥獣被害防止対策の強化について (農林水産省・環境省) | | |
| (1) 野生鳥獣による農作物等被害防止のための予算確保等 | <ul style="list-style-type: none"> 地域が取り組む被害防止対策を継続して支援するための十分な予算を確保するとともに、現場の実情を踏まえた柔軟な事業執行を行うこと。 | 農 林 水 産 部 ・ 県 民 環 境 部 |
| (2) 被害防止対策の多様な担い手への支援強化 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の被害防止対策の担い手として、鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害防止対策実施隊」だけでなく、地域の主体性に基づく被害防止対策の多様な担い手を位置づけ、その支援を強化すること。 | |
| (3) 有害鳥獣捕獲の従事者確保に向けた総合的な狩猟者育成策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 将来に渡って有害鳥獣捕獲の従事者を確保するため、一層の規制緩和、減免措置、助成措置等による総合的な狩猟者育成策を実施すること。 | |
| 37 養殖業者に対する経営安定対策の充実・強化について (農林水産省) | | |
| 養殖業者に対する経営安定対策の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての漁業者が漁業所得補償制度に加入できるように、共済掛金のさらなる負担軽減、共済対象の漁業種類の拡大など漁業共済制度の拡充・強化を図ること。 | 農 林 水 産 部 |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

一部
新規

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所 管 部 |
|--|--|------------|
| 38 農業用基幹施設の整備に対する支援の拡充について (農林水産省) | | |
| 強い農業づくり交付金等の農業用基幹施設に対する整備の支援の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> 現場の取り組みを促進する事業要件の緩和と施設の長寿命化に係る新たなメニューを創設すること。 近年の品種構成に対応したかんきつの選果施設に係る補助上限基準の見直しを行うこと。 | 農 林 水産部 |
| 39 水田農家に対する経営安定対策の充実・強化について (農林水産省) | | |
| (1) 地域の実情に即した農業者戸別所得補償制度の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> 農業者戸別所得補償制度における米の所得補償交付金は全国一律単価で助成されるが、地域の実情に即した補填水準となるよう単価の見直しを行うとともに、今後の地域農業を支える経営体に対する支援の充実を図ること。 | 農 林 水産部 |
| (2) 米の需給調整達成状況を踏まえた水田農業経営安定対策の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> 米の需給調整達成状況を踏まえた生産数量目標の配分を行うとともに、「産地資金」の増額や地域裁量の拡大、「備蓄米」入札枠の継続など、地域の実情に即した水田農業経営の安定が図れる支援策を講じること。 | |
| 40 担い手の確保・育成対策の充実・強化について (農林水産省) | | |
| (1) 担い手の経営安定につながる農地集積支援制度の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 担い手への農地集積を加速化する農地集積協力の支援単価を引き上げること。 | 農 林 水産部 |
| (2) 新規就農を促進するための支援・指導制度の創設 | <ul style="list-style-type: none"> 農業大学校やJA等における研修体制の整備、農業再生協議会の就農指導経費の拡充、県普及センターが実施する就農・技術指導事業を創設すること。 | |
| 41 主要港湾の整備促進について (国土交通省) | | |
| (1) 松山港国際物流ターミナルの整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> 四国や瀬戸内経済圏における貿易拠点港として事業を進めている松山港国際物流ターミナルの水深13メートル岸壁等の整備を促進すること。 | 土木部 |
| (2) 東予港(西条地区)西条第1防波堤の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> 東予港(西条地区)の臨海部において、荒天時の波浪対策として事業を進めている西条第1防波堤の整備を促進すること。 | |
| 42 土砂災害対策の推進について (国土交通省) | | |
| (1) 土砂災害防止対策事業費の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 豪雨や地震による土砂災害から県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備促進を図る予算を確保すること。 | 土木部 |
| (2) 大規模土砂災害時における危機管理対応の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な土砂災害が発生した場合、迅速で的確な災害対応が行えるよう、技術的な支援を図ること。 | |

平成25年度 重要施策提案・要望 項目の主旨

| 項 目 | 提 案 ・ 要 望 主 旨 | 所管部 |
|--|--|---------|
| 43 主要河川(肱川等)改修など治水事業の推進について (国土交通省) | | |
| (1) 治水対策事業費の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 県管理区間内の一級河川又は二級河川において災害対応として必要な河川改修工事を推進すること。 | 土木部 |
| (2) 肱川水系(県管理区間)の河川改修事業推進のための事業費確保 | <ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が頻発している一級河川肱川(大洲市菅田地区)において必要な河川改修工事を推進すること。 | |
| 44 警察基盤の強化について (総務省・国家公安委員会・警察庁) | | |
| (1) 愛媛県警察官の増員 | <ul style="list-style-type: none"> 警察官1人当たりの負担人口が四国で最も多く、西日本では3番目に多い現状を早急に改善するとともに、犯罪・交通事故の抑止、暴力団対策及び災害対策等に全力を挙げるため、警察官を増員すること。 | 警 察 本 部 |
| (2) 警察車両、災害時の装備資機材、自動車ナンバー自動読取装置の整備充実 | <ul style="list-style-type: none"> 警察車両や装備資機材を増強するとともに、必要箇所への自動車ナンバー自動読取装置の増設、又は、簡易な自動車ナンバー自動読取装置に係る補助金制度の新設を図ること。 | |
| 45 暴力団対策の強化について (警察庁) | | |
| (1) 企業対象暴力対策の強化と愛媛県への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 企業等が暴力団との関係の遮断に関する広報啓発活動、及び、関係遮断に伴う保護活動等に係る予算を確保すること。 | 警 察 本 部 |
| (2) 暴力団からの保護対策を強化するための装備資機材の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 暴力団との関係遮断を図る関係者の安全確保のため、保護活動に係る予算及び保護対策に必要な装備資機材に係る予算を確保すること。 | |